

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について（契約前公表）

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 7 年 7 月 25 日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品（役務）
国勢調査のお知らせ
- (2) 調達物品（役務）の規格・数量等
仕様書のとおり
※ 仕様書は県庁デジタル推進課統計情報室にて閲覧
- (3) 納入期限（履行期間）
令和 7 年 9 月 1 日（月）
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所： 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
所 属： 県庁デジタル推進課 統計情報室
連絡先： TEL 076-225-1344 FAX 076-225-1345

2 契約相手方の選定基準

- (1) 石川県内に所在すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者。
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和 7 年 8 月 1 日（金）15 時
- (2) 提出先
住 所： 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
所 属： 総務部管財課
連絡先： TEL 076-225-1262 FAX 076-225-1264